

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古殿町は、介護保険に関する事務の執行に当たり、特定個人情報ファイルを取り扱うことにおける、漏えいその他の事態を発生させるリスクを十分認識し、そのリスク軽減のための適切な措置を講ずることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福島県古殿町長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 - 第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 - 第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 - 保険料賦課、特別徴収額の通知 - 保険料の減免、徴収猶予等の申請 - 保険料滞納者に係る支払い方法の変更 - 要支援認定、要介護更新認定等の申請 - 居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 - 居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 - 負担限度額認定や各種減免認定の申請 - 高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 公金受取口座登録制度を利用する場合、情報提供ネットワークシステムを通じて、デジタル庁より口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。
③システムの名称	- 介護保険システム - 団体内統合宛名システム - 中間サーバー - サービス検索・電子申請機能 - 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)介護被保険者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 131、132、160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31 古殿町 健康福祉課 0247-53-4616
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、生体情報(静脈)とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月13日	評価書名	介護保険に関する事務	介護保険に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和5年3月13日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	古殿町は介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	古殿町は、介護保険に関する事務の執行に当たり、特定個人情報ファイルを取り扱うことにおける、漏えいその他の事態を発生させるリスクを十分認識し、そのリスク軽減のための適切な措置を講ずることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年3月13日	I-1③システムの名称	宛名システム、介護保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	(1)宛名システム (2)介護保険システム (3)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (4)中間サーバ (5)サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年3月13日	I-3法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第2項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68、101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条、第74条	事後	
令和5年3月13日	I-4②法令上の根拠	：第二欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46、83、95の項) ：第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(43の項) ：第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(2、3の項) ：第三欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(81の項) ：第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活	<情報照会事務> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 93、94、121項 <情報提供事務> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108、117	事後	
令和5年3月13日	I-5①部署	生活福祉課	古殿町役場 健康福祉課	事後	
令和5年3月13日	I-5②所属長の役職名	生活福祉課長 佐川 孝佳	健康福祉課長	事後	
令和5年3月13日	I-7請求先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611	事後	
令和5年3月13日	I-8連絡先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31 古殿町 健康福祉課 0247-53-4616	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I-1. ② 事務の概要	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・保険料賦課、特別徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 番号法の別表第二に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 2 第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 3 保険料賦課、特別徴収額の通知 4 保険料の減免、徴収猶予等の申請 5 保険料滞納者に係る支払い方法の変更 6 要支援認定、要介護更新認定等の申請 7 居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 8 居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 9 負担限度額認定や各種減免認定の申請 10 高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 番号法の別表第二に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 公金受取口座登録制度を利用する場合、情報提供ネットワークシステムを通じて、デジタル庁より口座登録・連携ファイル関係情報を取得する	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)
令和6年3月1日	I-1. ③ システムの名称	(1) 宛名システム (2) 介護保険システム (3) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (4) 中間サーバー (5) サービス検索・電子申請機能	1 介護保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能 5 申請管理システム	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)
令和6年3月1日	I-3 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68、101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 - で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条、第74条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の68の項	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)
令和6年3月1日	I-4. ② 法令上の根拠	<情報照会事務> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 93、94、121項 <情報提供事務> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108、117	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94、121の項	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I-1. ②事務の概要	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 1 第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 2 第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 3 保険料賦課、特別徴収額の通知 4 保険料の減免、徴収猶予等の申請 5 保険料滞納者に係る支払い方法の変更 6 要支援認定、要介護更新認定等の申請 7 居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 8 居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 9 負担限度額認定や各種減免認定の申請 10 高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 番号法の別表第二に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 公金受取口座登録制度を利用する場合、情報提供ネットワークシステムを通じて、デジタル庁より口座登録・連携ファイル関係情報を取得する	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 1 第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 2 第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 3 保険料賦課、特別徴収額の通知 4 保険料の減免、徴収猶予等の申請 5 保険料滞納者に係る支払い方法の変更 6 要支援認定、要介護更新認定等の申請 7 居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 8 居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 9 負担限度額認定や各種減免認定の申請 10 高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 公金受取口座登録制度を利用する場合、情報提供ネットワークシステムを通じて、デジタル庁より口座登録・連携ファイル関係情報を取得する	事後	重要な変更にあたらないため (法改正に伴う見直し作業による)
令和7年3月1日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の68の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の100の項	事後	重要な変更にあたらないため (法改正に伴う見直し作業による)
令和7年3月1日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94、121の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 131、132、160の項	事後	重要な変更にあたらないため (法改正に伴う見直し作業による)
令和7年3月1日	I-5. ①部署	古殿町役場 健康福祉課	健康福祉課	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)
令和7年3月1日	IV-8人手を介在させる作業人としてのミスが発生するリスクへの対策は十分か		2) 十分である	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)
令和7年3月1日	IV-8人手を介在させる作業判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)
令和7年3月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)
令和7年3月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		システムへのアクセスが可能な職員は、生体情報(静脈)とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)